

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	総務省（消防庁）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（消防用の船舶の用途）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取り ・ 特例措置の内容 軽油引取税の課税免除 		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	(▲31)	[平年度] (▲31) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 消防用の船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、消防活動の円滑化を図り、もって国民の安心・安全を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 軽油を動力源とする消防用の船舶については、沿岸地域における大規模火災等といった災害における消防活動時に必要不可欠なものである（平成23年3月の東日本大震災時においても、石油コンビナート火災が発生したが、船舶による消防活動を実施）。</p> <p>このように、本特例措置の対象となっている消防用の船舶については、国民の生命・身体・財産を守り、国民の安心・安全を確保するために重要な役割を担っているものであり、極めて公共性が高いものである中で、今後とも、災害時の消防活動に支障が生じることがないように、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	5—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 19 消防防災体制の充実強化
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	本特例措置の恒久化
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	42 団体（消防用の船舶を保有又は借入している地方公共団体）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置に基づき軽油引取税が免除されることにより、燃料費負担が軽減されることとなるため、船舶による消防活動に必要な軽油の確保が容易となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	消防用の船舶の動力源に供する軽油については、国民の生命・身体・財産を守るための消防活動に必要不可欠なものであり、極めて公共性が高いものである中で、持続的な消防防災体制の確保のためにも、本特例措置の適用は妥当である。
	ページ	5—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【平成 28 年度実績】（実態調査に基づくもの） 40 団体（消防用の船舶を保有又は借入している地方公共団体のうち本特例措置を使用した団体） 軽油を動力源とする消防用の船舶 63 隻（借入 3 隻を含む） 軽油使用量：964 キロリットル 減 収 額：31 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置に基づき軽油引取税の負担が免除されることにより、燃料費が実質的に軽減されることとなるため、船舶による消防活動に必要な軽油の確保が容易となる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 31 年度創設 ・平成 21 年度税制改正により本則から附則に移行 ・平成 24 年度税制改正により 3 年間延長 ・平成 27 年度税制改正により 3 年間延長
<p>ページ</p>	<p>5—3</p>